

メニュー別排出係数について

1. 基本的考え方

- 熱供給事業者は、メニュー別排出係数の公表を希望する場合には、メニュー別排出係数を算出し、事業者別の基礎排出係数及び調整後排出係数とは別に、環境省及び経済産業省に提出する。
- メニュー別排出係数の公表を希望する熱供給事業者は、複数の「需要家側のニーズが高いと考えられる料金メニューに係る係数」と「残差により作成した係数」のメニュー別排出係数を作成する。その際、「需要家側のニーズが高いと考えられる料金メニューに係る係数」を作成するに当たっての料金メニューは、実際の販売に供する料金メニュー（以下「販売メニュー」という。）の一部を取り出したり、複数の販売メニューを類型化したりする等の方法により設定する。
- なお、メニュー別排出係数について、事業者別として単一のメニューで排出係数を報告することも可能。その際、係数算出の方法は事業者別の調整後排出係数と同様である。
- 環境省及び経済産業省は、熱供給事業者から提出されたメニュー別排出係数の内容を確認したのち、当該熱供給事業者が希望する場合は、当該熱供給事業者の調整後排出係数としてメニュー別排出係数をウェブサイトにて公表する。その際、複数のメニュー別排出係数を提出した熱供給事業者の事業者別の調整後排出係数は「参考値」としてウェブサイトにて公表する。

2. メニュー別調整後二酸化炭素排出量の算定についての具体的な手順

メニュー別調整後二酸化炭素排出量を、以下の方法により算定し、各々の方法による算定結果を合計する。

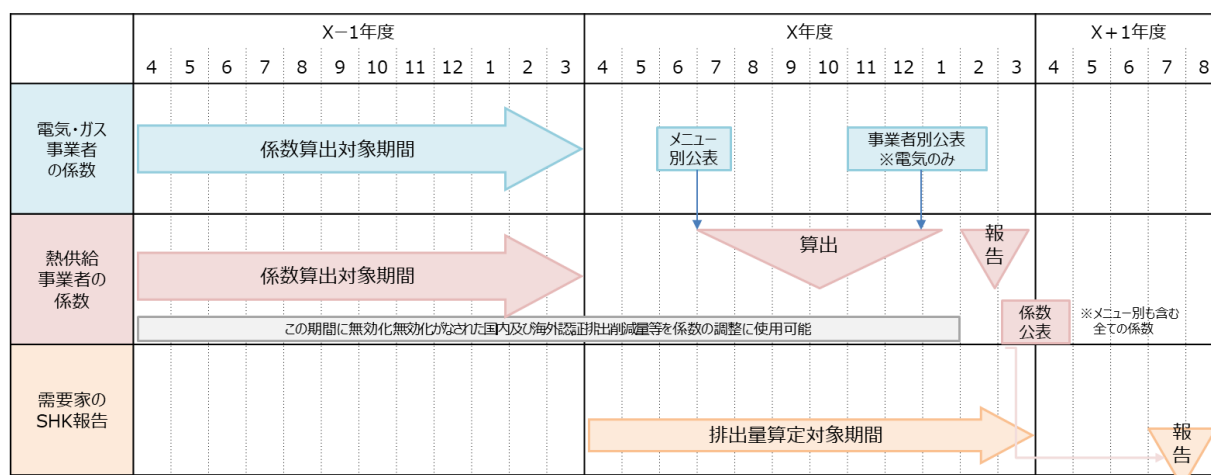
- (1) 一次調整後二酸化炭素排出量を、料金メニューごとの販売熱量に応じ按分する。
- (2) メニュー別調整後二酸化炭素排出量を、上記で得られたメニューごとの一次調整後二酸化炭素排出量から、熱供給事業者が排出量調整無効化等した国内及び海外認証排出削減量等を控除することにより、算定する。

3. メニュー別排出係数の報告・公表時期について

メニュー別排出係数の公表を希望する者については、料金メニュー別に販売する当該年度の排出係数について、以下の方法により算出等を行う。

- メニュー別排出係数の公表を希望する者（甲）は、係数算出対象年度（X 年度）に甲が需要家（乙）に供給した熱について排出係数を算出し、排出量算定対象年度の2月（X+1年度2月末）までに国に提出。

- 国は、X+1年度3月中に乙が X+1年度実績の排出量報告に使用することができる甲の排出係数として、当該係数を公表。
- 乙は、国が公表した甲の排出係数を用いて X+2年4月以降、排出量を報告することが可能。ただし、X+2年4月1日までに公表されなかった場合は、算定省令第2条6項その他実測値等を用いて排出量を報告することも可能。
- なお、メニュー別排出係数のうち「残差により作成した係数」及び事業者別（事業者全体）の基礎排出係数及び調整後排出係数についても、X+1年度の2月末までに国に提出することとする。



メニュー別排出係数の算出・報告・公表のスケジュールについて